

文部時報

第五百八十六號

卷頭

(格言名詩)

目次

地方長官會議に於ける訓示……………文部大臣 林 銑十郎……………二

尋常小學修身書卷四編纂趣意

に就いて……………

文部省圖書監修官 藤本 萬治……………六

青少年體位の推移に就いて……………

文部大臣官房 醫學博士 岩原 拓……………一三

文部省沿革略 (十七)……………

文部大臣官房文書課……………二三

特色ある中等學校の施設

生活指導としての女子教育……………

静岡縣伊東高等女學校長 岩城 武男……………三六

東京府立實科工業學校附設適材教育部……………

東京府立實科工業學校長 津田 信良……………四三

國寶史蹟名勝天念紀念物を語る

特種家禽の天然紀念物……………

史蹟名勝天然紀念物調査
會委員東京帝國大學教授

理學博士

鏑木外岐雄……………四六

勅令

勅令第百八十六號(文部省直轄諸學校職員定員令中改正)——同第二百五號(同上)——同第二百九號(同上)

五二

省令

文部省令第二百二十二號(傳染病研究所痘苗、血清等販賣規程中改正)——同第二十三號(女子高等師範學校規程中改正)

五二

訓令

文部省訓令第二十號(地方社會教育職員定員中改正)

五三

告示

文部省告示第二百四十一號(石川縣柳田農學校設置認可)——同第二百四十二號(福岡縣福岡工業學校第二部同上)——同第二百四十三號(同縣八女工業學校同上)——同第二百四十四號(東京並神戶高等商船學校別科生募集要項)——同第二百四十五號(史蹟及名勝小石川後樂園ノ一部指定解除並追加)

五四

敍任及辭令

(自昭和十二年五月十一日至同二十日公表ノ分等)

五六

彙報

皇太后宮行啓御日程——長距離機ト觀測船——東京帝國大學理學部附屬海實驗所實習室並研究室貸附規程——名古屋醫科大學規則中改正——仙臺高等工業學校同上——講師囑託——東京女子高等師範學校生徒募集——學位授與認可——學齡兒童就學獎勵交付金決定——美唄町兒童就學獎勵金交付——實業學校長認可——檢定教科用圖書——歌詞及樂譜採用認可——帝國圖書館閱覽人員等——推薦映畫——蓄音機レコード推薦——同認定——日蓮宗宗則宗務院職制改正等——淨土宗西山深草派管長就職——法人設立許可——歸朝——轉任——休職滿期——退職——死去——正誤……………

六三

公告

招聘
教員推薦廣告
希望

七一

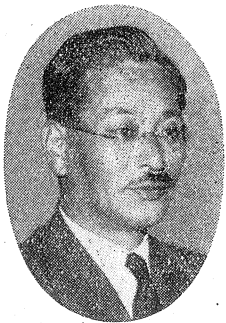
文教問答

地方學事消息

七三

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る

特種家禽の天然紀念物



史蹟名勝天然紀念物調査會委員
東京帝國大學教授理學博士

鏑木外岐雄

土佐には昔から尾羽が抜け換らないで長さ六米餘にも及ぶ長尾雞、細く寛りと抑揚をつけて長鳴する優美な姿の東天紅雞、尾羽がなく曲線美の愛でられる鶉矮雞、姿はちよつと東天紅雞に似るが矮小で簀羽の長い簀曳矮雞などの特種家禽が飼はれて居るが、それは闘犬と共に土佐の名物として廣く世に聞えて居る。それ等のうち長尾雞は大正十二年二月に、東天紅雞は昭和十一年九月に天然紀念物に指定せられて居

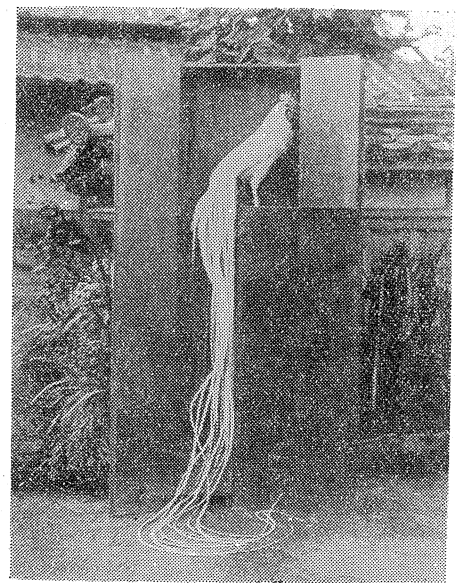
り、又鶉矮雞と簀曳矮雞は近く指定告示せられる筈である。一體土佐にかやうな經濟的價値のない愛翫用としての家禽がいとも熱心に飼養せられて居るのは珍奇を好む縣民性の然らしむるところであらうが、それには藩制時代に於ける山内家の毛槍や鳶鳥の馬標に要する長い尾羽の賦課制が與つて力があつたことは疑ふべくもない。茲にはそれ等の特種家禽に就いて解説することにしたと思ふ。

長尾雞

長尾雞はサザナミと呼び、ダーウキン以來屢々人為淘汰の著しい例として引合し出されるもので、明治五年に初めてその標本が海外へ進出してからは外國でも著名なものになつて居る。その長尾雞は尾羽が第一年以外は抜け換らないで年々生長する特質を有ついはゆる突然變種の一つで、簀羽も亦長く延びるものである。それには普通褐色、白藤及び白色の三型が識別せられるが、褐色長尾雞は羽毛が褐色味を帯び、白色長尾雞は白色レグホルンに似て白く、又

長尾雞では五・一五米であつて、長尾の記録は白藤長尾雞の六・六七米である。而してそれ等の三型のうちで最も貴ばれるのは白色長尾雞で、白藤長尾雞は之に亞ぐと云はれる。この長尾雞の由來に就いては文獻の徴すべきものもなく、

豐臣時代に朝鮮から齎されたものと云はれるが、その眞疑は知る術もない。又支那に尾羽の長い雞の古記録はあるが、それが



長尾雞

果して長尾雞と同じであるかどうか解らない。兎に角長尾雞はいつの頃からか土佐で特異の發達を遂げて居るが、それには土佐藩主の參觀交代の行列に異彩を放つた毛槍と鳶鳥の馬標用の長い尾羽の賦課制が與つて力があつたことは云ふまでもない。

て長い簀羽を有つものである。長尾雞は普通十歳位まで生き永らへるもので、尾羽の長さは個體や年齢によつて異なるが、今までの調査に據ると、尾羽の長さは三歳の褐色長尾雞では二・二米、四歳の白藤長尾雞では三・〇三米、又五歳の白色

い。嘗て明治年間に大篠村篠原の住人武市利右衛門が藩主に献上した尾羽が洵に見事であつたので、それに篠原號の名稱が與へられたと云はれる。この人がどうして長尾雞を作り出したかは判らないが、大篠村の村史に長尾雞は今から一七〇

年程前に野雞から現れた東天紅雞と野雞とから發現したと記されて居る。一般には大和雞(正告)から先づ白藤長尾雞が現れ、それと他の雞との交配によつて褐色及び白色長尾雞が出現したと云ふもの、又最初に褐色長尾雞が現れたと唱へるものもあるが、褐色長尾雞の雌が今日朝鮮に見られる地雞そっくりであるといふ見地から多くの人は地雞と尾羽のかなり長い東天紅雞との交配から突然變異によつて尾羽の抜け換らない白藤か褐色の長尾雞が現れたと看做して居る。而して白色長尾雞は明治二十二年頃にレグホルと白藤長尾雞との交配から誘致せられたと云はれる。

長尾雞の生命とするところは長い尾羽であつて、その飼養管理には特別の注意が拂はれて居り、成雞は高さ五・七九呎、幅二・四九呎、厚さ七・一六吋位なる長方形の木箱内で飼育せられる。その箱には一側の上方に金網張の窓をつけ、その下方に接して小さな給餌用の抽斗があり、内部に留木を配し、又箱の最下部に糞受の抽斗を設備してある。勿論内部には尾羽に糞がかからないやうに隔壁が設けられ、尾羽がゆつたりと垂れて箱の他半に納められるやうにこしらへてある。成雞の飼育は比較的容易であるが、雞の飼育は困難で、普通三、四月の交に育てることになつて居る。現今高知縣下に飼

はれて居る長尾雞は大小併せて約一千羽に達する。

東天紅雞

東天に紅染める頃細くゆつたりと長くあとをひきながら歌ひ、啼を告げる東天紅雞は遠い神代に因縁の深いものと云はれるが、それはいつ頃からか連綿と今に傳はつて居るものである。現今土佐に飼はれて居る東天紅雞の優良種は香美郡明治村の山本駒太郎が安政の初年九歳の頃から昭和九年八十一歳に至るまで丹精して愛育したものゝ系統で、それは山本翁の歿後山田町の村山若一郎によつて保存飼育せられたのである。

東天紅雞は恐らく大和雞から發祥したものであらうが、いかにも優美な姿態を有ち、その羽毛は普通褐色を呈し、中には黄色、褐色、黒色の混交したものや黒味勝で少し褐色を交へたものもある。理想的の冠は太く、又四つ切れと云つて餌が五つ、切込が四つのものであるが、冠には三つ切れや五つ切れの場合もある。耳朶が大きくて白く、下朶ががゆつたりと垂れ、頸と體軀の長いものが尙はれる。脚は高く淡青色なるを特徴とするが、ときに黄青色のものや青黒色のものも見られる。脚に毛を生ずるものもあるが、それは餘り品位

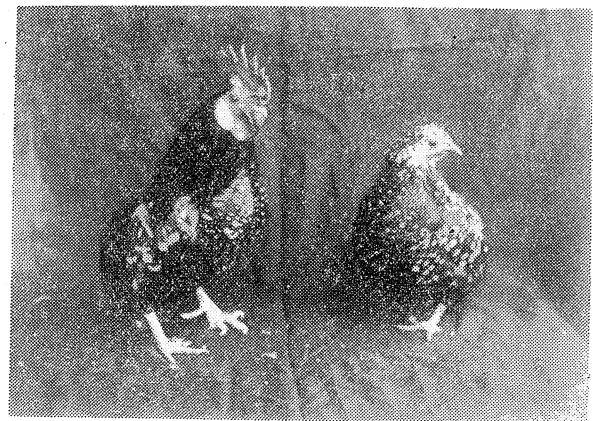
のよいものではない。一般に雙羽がゆつたりと長く垂れ、又尾羽が豊富ですらりと流れて地に曳くものを推奨するのである。尾羽は長さ凡そ一米に達するが、その尾羽は土佐藩の毛槍や鳶鳥の馬標に利用されたものである。

やうに馴らされたものもある。鳴聲の一番良いのは生後二、三年であつて、十年位生き得るさうである。

東天紅雞の孵化は普通春秋の二期に行はれるが、體質が案外弱く、盛夏に於ける育雛には特別の注意を拂ふ必要がある。昭和九年五月一日の調査ではあるが、高知縣下では雄七三頭、雌一〇四頭を數ふるに過ぎない。

鶉矮雞

鶉矮雞 (黒)



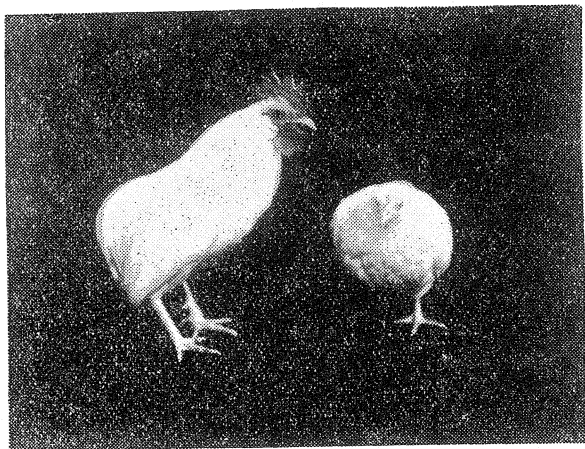
鶉矮雞は長尾雞とは面白い對照をなすもので、痕跡的な尾骨を有する場合もあるが、多くは尾骨を缺き、従つて尾羽をもたない。體はちよつと鶉に似て矮小、一升枰に一番入る位の大きさを標準とするのであるが、近頃は稍々肥大の傾向が窺はれるさうである。この雞には褐色、白色、黒色、白藤、三色斑などの系統が識別せられるが、そのうち最初に現れたものは褐色型で、白色型之に亞ぎ、黒色、白藤及び三色斑の三型は近頃の作出にかかるものと云はれる。この鶉矮雞がい

のであるが、訓練によつてはいつても鳴かし得るのであつて、飼主のみといふ譯ではないが、腰の邊りをたたくと鳴く

つ頃現れたかは文獻の徴すべきものはないが、口碑によると、大坂夏の陣の落武者大野修理助一統が高岡、幡多兩郡の山間地方に逃れて來たときに褐色鶉矮雞に似たものを持つて來たが、それが次第に南方に播布し、

一五〇年程前に吾川郡神谷村鹿敷で著しく改良されたといふのであつて、今でも古老はこの矮雞を鹿敷統と呼んで居るさうである。又幡多郡地方でも獨特の改良が加へられ、優秀なものが大正の末頃に長岡郡の南部にもたらされて從來飼育のものと交配改良せられたといはれる。更に又長岡郡三和村地方には矮雞の尾部が犬に咬み切られて子孫に尾骨のないものが出來たといふ附會な説が傳はつて居る。兎に角この鶉矮雞は恐らく普通の矮雞から突然變異によつて現れたものであらう。

白色鶉矮雞は眞白、又褐色鶉矮雞は褐色と黑色の光澤ある羽毛で蔽はれてゐる。黑色鶉矮雞は近頃作り出されたもので、青光を帯びた黒い羽毛が蔽はれて居



(白) 雞 矮 鶉

るが、まだ十分に固定されたものではなく、屢々肩に褐色の羽毛を現出する。白藤鶉矮雞では頸の簷羽は白く、體羽は黒白混交である。三色斑鶉矮雞は櫻基石とも呼び、褐色種と白色種との交配に因るもので、黒、褐、白の羽毛が三色斑をなすが、その混交度は個體によつて多様である。鶉矮雞の冠は四つ切れを理想とするが、五つ切れ或はそれ以上のものもある。耳朶は橢圓形で白く、頸は短くて太く、體軀は短くて圓く、尾羽がなく、簷羽が腹側に向つて彎曲して居り、その流線美が愛でられるのである。黑色型には青黑色の脚を有するものもあるが、一般に黄色の脚が貴ばれる。この矮雞の標準體重は雄六八〇瓦、雌五〇〇瓦であつて、普通七、八歳まで生存し得るが、採種は専ら生後三、四年のものから春秋の二回に行はれる。雖は弱くて飼育は至難と云はれる。現今高知縣下に飼はれて居るものは褐色型五十番、白色型十番、黑色型五番、白藤型三番、三

色斑五番位に過ぎないさうで、普通白色型が最も珍重がられる。

簷電矮雞



簷電矮雞は矮小で、姿は稍、東天紅雞に似ていかにも優美であるが、その由來は判らない。それは體格、骨格、羽色等が高知縣産の小形地雞に似て居るといふので、その地雞

から發現したものではないかと看做されて居る。體羽は普通黒褐色で光澤に富み、冠は四つ切れ又は五つ切れで、耳朶は大きくて白く、頸は短大であり、體軀は稍々長くして方形をなし、脚は短くて青黑色を帯びて居る。頸羽や鞍羽の簷羽は豊かにして長く、ゆつたりと垂れ、ときに長さ一米餘にも及

び、三年目に抜け換ると云はれる。昔は簷羽の長く垂れて地に曳くものが多かつたが、今は尠くなつたさうである。尾羽は豊かにすらりと流れて地に曳いて居る。本種の標準體重は雄八二〇瓦、雌六一〇瓦で、嘗て香美郡明治村及び山田町附近にかなり飼はれてゐたものらしいが、今は僅かに十番位に過ぎないさうである。



文部時報刊行計畫摘要

- 一 目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス
- 二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ
 - 詔 勅 書 勅 語 法律
 - 訓 令 閣 令 省 令
 - 訓 示 告 示 告 諭
 - 訓 令 指 令 (例規トナ) 通牒 (例規トナリ又ハ一般ルモノ)
 - 法 令 解 說 質 疑 應 答 (本省ヨリ公文ニテ) 復命書及報告書
 - 任 免、陞 叙、叙 位、叙 勳 彰 統 計
 - 講演、講話、談話 研究 調查 告 告 寫 眞
 - 人 事 公 告
- 三 編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ
- 必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク
文部時報報告委員ハ各局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資金ヲ求ムルコトヲ得
- 四 發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

定 價 表			
一 部	金 貳 拾 錢	送 料 共	
一 月	金 六 拾 錢	送 料 共	
六 月	金 參 圓 六 拾 錢	送 料 共	
一 年	金 七 圓 貳 拾 錢	送 料 共	

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代
●金申受けます
●御註文は總て前金に願ひます前金切れ
の場合には送本いたしません

廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、
四分ノ一頁拾八圓とす
掲載頁數は憲部毎に拾參頁を超ゆること
を不得
右文部省の御指定に依つたものです

昭和十二年五月二十九日印刷納本 (第五八六號)
昭和十二年六月一日發行

發行所 大 谷 仁 兵 衛
印刷者 大 庭 公 平

東京市牛込區西五軒町五十二番地
東京市牛込區西五軒町五十二番地
行政學會印刷所第二工場
電話牛込二九九六番

發行所 帝國地方行政學會
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替貯金口座東京十三番

文部時報

第五百八十七號

目次

口繪 (安井文部大臣寫真)
巻頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首)

體育科設置の趣旨 東京女子高等師範學校長 下村 壽一 二
校外保導教護施設に就て 文部省督學官 龍山 義亮 五
中學校修身科教授に就いて 廣島高等師範學校教諭 米田 登 一四

特色ある中等學校の施設

農場實習狀況 石川縣立松任農學校長 五坪 茂雄 一九
本校の地方產業指導啓發の概要 靜岡縣立濱松工業學校長 山本 又六 二八

國寶史蹟名勝天念紀念物を語る

庭園の破壊 史蹟名勝天然紀念物調査會 委員 東京高等造園學校長 龍居 松之助 三二
昭和十二年度地方費豫算(一) 文部大臣官房文書課 三八

統計

昭和十二年度地方費豫算(一)

文部大臣官房文書課

三八

勅令

勅令第二百十九號(地方學校衛生職員制中改正)——同第二百二十號(地方體育運動職員制中改正)——同第二百二十一號(文教審議會官制)

四一

訓令

內閣訓令第二號——文部省訓令第二十一號(地方測候所職員定員別表中改正)——同第二十二號(學校給食臨時施設方法第一項中改正)——同第二十三號(青年學校教授及訓練要目)——同第二十四號(學校衛生技師定員中改正)——同第二十五號(體育運動主事定員中改正)——同第二十六號(學校教練教授要目改正)

四一

告示

文部省告示第二百四十六號(佐世保濟美高等女學校設置認可)——同第二百四十七號(尋常小學修身掛圖第四學年用上定價)——同第二百四十八號(國寶所有者變更)——同第二百四十九號(同上)——同第二百五十號(國寶指定)——同第二百五十一號(國寶指定ニヨル資格消滅)——同第二百五十二號(重要美術品等認定)——同第二百五十三號(同上)

八〇

通牒

第一線ノ行政事務刷新方策ニ關スル件

九八

敘任及辭令(自昭和十二年五月二十一日至同三十日公表ノ分等)

一〇〇

彙報

高等師範學校長、高等學校長、實業專門學校校長會議——道府縣學務部長會議——講師囑託並解囑——帝國學士院總會及部會——學位授與認可——專門學校入學者試驗檢定合格者——米澤高等工業學校規則中改正——金澤高等工業學校同上——官立實業專門學校入學志願者數——高等商業學校卒業生勤務先調——第十七回實業學校教員試驗檢定日割中變更——東京科學博物館開館日數等——推薦映畫——活動寫真フィルム認定——落着機レコード推薦——篤志寄附——日蓮正宗宗制等中改正——法華宗宗則管長選舉法等中改正——眞宗本願寺派法度寺法細則等中改正——管長就職——大日本史料出版——歸朝——退職——死去

一三三

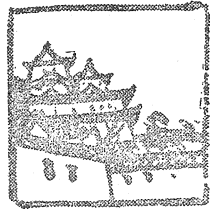
文教問答

地方學事消息

一三四

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る

庭園の破壊



史蹟名勝天然紀念物調査會委員
東京高等造園學校長

龍居松之助

庭園の保存、殊に現狀維持といふことは甚だ困難であつて岩石のみで造られてゐる京都大徳寺塔頭大仙院の庭の如きものは別として、植物材料の成長及枯死による庭趣の變更は到底免れ得ざる所である。

然るに現在の保存方針は現狀維持といふことになつてゐる。其所に多少の無理があるのは已むを得ない。

古い庭園にして今日まで残されてゐるものを見るに、最初築造せられてから現在に至るまで、如何程變化をして來たことであるか、或は築造當初の姿を全く失つてゐながら、池とか山とか乃至二三の石組とかで残つて、一の庭園を構成し、

ある纏つた景觀を呈してゐるものも決して少くあるまい。

かく考へると庭園といふものは、極めて注意深く、維持に努めても、ある程度の變化は之を全く防ぐ譯に行かないと思はれる。

然らば我々は如何なる程度に於いて指定庭園の現狀維持をして行くことが出来るか、少々心細くならざるを得ない。

併しながらこゝにかういふことだけは云へるやうな氣がする。それは、庭園の骨格は人々の注意によつて現狀を保ちゆることが出来る、而して若し骨格が永く保たれ得るならば、皮や肉に多少の變更があつたとしても、人の力によつて、餘

程よく庭全體の景觀が維持されることであらうと。

私はこれまで多くの指定されたる庭園について見るに、その骨格のよく保たれてゐるものは、石組の基礎なども充分堅固なものであり、そこに安定性が充分認められるのである。

之に反して植栽材料が重要なものとなつて居る庭園は前者に比して、容易に景觀の變化を來すやうに思はれる。これは庭園内の材料に止らず、借景園の場合などは、園外の變化に従て庭園の趣も變つて來るのである。

今古庭園の實例について考へるにかゝる自然の力による庭趣の變化は數へ切れぬ程多いが、植物の枯死、實生の成長及徒長枝の整理を怠りたることによる變化は到る處に之を見ることが出来る。

こゝにはその一例として京都某寺の庭園を擧げやう。

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る (龍居校長)



第一圖に示す通り、この庭園は相當に計畫され、様々の岩石材料も適當に配置せられてゐるのであるが、寫眞にも見ゆる如く、ハビバクシンの無意義なる繁茂によつて、庭の景觀が全然破壊されてゐる。

この種の實例は諸所に見受くる所であつて、決して珍しくない。

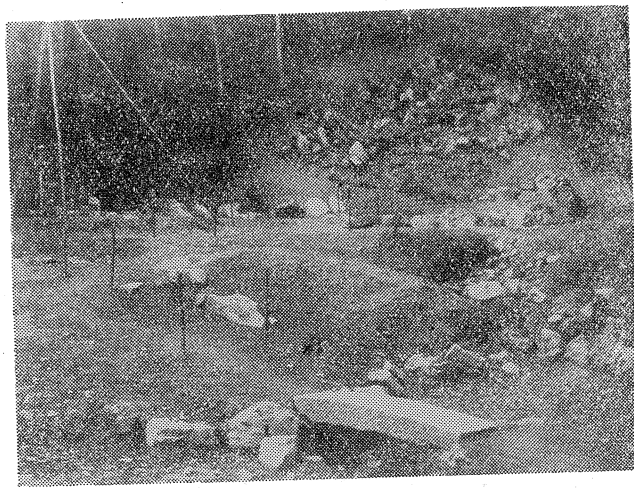
それからこれに類したものに、重要な植栽材料の枯損による庭趣の變化がある。これは實例を擧げるまでもなく、常識的にもわかることである。而して之と反對に、庭に出來た實生の樹木をその儘に放置しておく、終には成長して、庭全體の景觀を損する場合も少なくない。尤も多くの場合は、園主が、何等の深き考へもなしに、自然生の實生を可愛がつて育てゝ行つたため、かゝる面白からざる結果に陥るものである。

植栽材料の成長或は枯損その他による庭の變化は實に數限

りなくあるが、自然力による山の崩潰又は水害による庭の破壊も少なくない。

庭園が山腹又は山麓などに造られてゐる場合、自然の力によつて山が崩れるといふことがある。而して庭の全體或は一部が埋没してふことも少なくない。

例へば近年京都東山なる慈照寺（銀閣寺）の山腹に於いて發掘せられたる漱蘇亭址の庭の如きは、餘程早い時代に埋れてゐたものらしく、其所に江戸時代初期の墓が建てられてゐることから考へても、永い間地中にあつたことと思はれる。彼の都名所圖會や都林泉名勝圖會は、かなり細かく實況を描寫してゐるのであるが、これ等の書物にもこの庭のことは記載せられてゐない。然らば若し現代に至て、之を發掘することがなかつたとしたら、永久に地中に蔽はれてゐたに違ひない。これ



圖二第 京都慈照寺漱蘇亭址の發掘たれ状態

と同じやうな例は他にも往々見るのであるから、かゝる原因による庭の變化も決して少なくないと思ふ。

また水の力による變化は、洪水によるものが最も多いが、時としては池の排水が宜しくない場合には、水位が高まり、爲めに、池中の島の土砂が崩れ落ちて、島の岩石のみが残り、築造當初の佛を失ふこともある。最近指定せられた和歌山縣高野山天徳院の池などもこの點が大に心配である。若し現在のまゝに放置したならば、島の姿が漸次變るのではあるまいか。それから京都鹿苑寺（金閣寺）の池中に岩石が離れ岩のやうに残つてゐるが、それ等の中にも、最初は小さな島として築かれたものが、土砂を失つて骨組だけを残してゐるものがある。

洪水のために破壊されたる庭園の例としては古いものに京都西芳寺の庭園がある。この庭は室町時代の築造にかゝるものではあるが、その後屢々洪水の害を

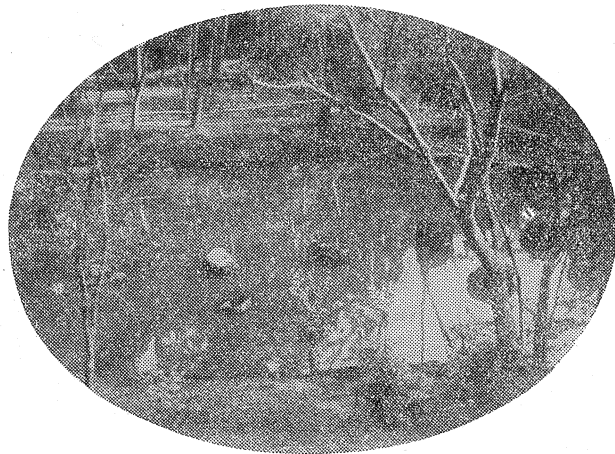
被り、石組などの現存するものは甚だしい。また最近の實例では昭和九年に岡山の後樂園が旭川の氾濫によつて害を被つたことは周知のことであらう。

以上はホンの二三の實例について自然の力による庭園の變化を述べたのであるが、これと同時に注意すべきは人爲による變化である。

最近評判となつた東京淺草の蓬萊園の如く、根柢から之を破壊するといふことも屢々あるが、こゝではそのやうなことを問題とはしない。寧ろある庭をよりよくせんとして、淺慮なる輩がその一部に何物かを附加し、又は改造するが爲めの變化である。これは自然の力以上に恐るべきものである。

この種の實例としては、京都の等持院庭園を舉げてみよう。

この庭は少くとも江戸時代の末まで傳へられた姿と、



圖三第 京都西芳寺庭園

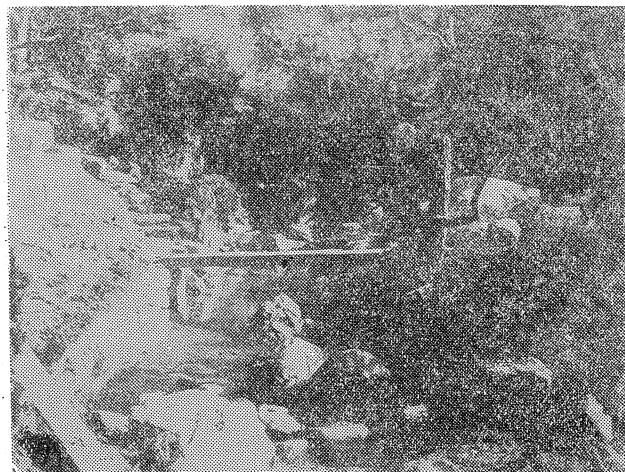
現今の姿とでは大分違つてゐる。つまり、昔の島の北部が背後の山と續けられて半島となつて了つた。その形が如何にも不自然であり、無理がある。從て園路も昔は島を經て對岸山上の清漣亭に通つてゐたものが失はれ、池の西岸に沿つて山上に至るやうに改められてゐる。その上如何はしい廢物利用の粗末な石材で島に八橋風の橋が架けられてゐるなど後人が改造して、庭の景觀を損してゐる點が甚だ多い。

そこで私は之を遺憾に思ひ、最近同院住職となつて居られる尾關本孝師にその話をした所、若し出来ることなら舊態に復せしめたいとのことであつたから、先頃より復舊に着手してゐる。尤も復舊と云つても、改造の點が明らかに分つてゐるので、故意に埋めた土を注意深く除去してみたら、寫眞第五圖の如く、島の北側に立派な池の護岸が現はれたので、何等の不安もなく對岸の土を除いてみたら、昔の階段が出て來た。



第四圖 岡山後樂園水害の状況

そのみならず山上の飛石の間に使用してあつた青石がこの場所に架けられてゐた昔の橋なることも判明したので、目下その復舊工事を進めてゐる。それ故此の庭を昔の姿に復し得たる上は、室町時代庭園中、最も優秀なる瀧口の石組を有す



第五圖 京都等持院庭園

る本庭園が保存上によつて永く保存せらるべきものであると思ふ。さすれば今後再びかくの如き無謀なる改悪が企てられぬことであらう。

以上述べ來りし所は、私が今更らしく説くまでもなく、專

門家にあらざる者も、常識的に考へ得べきことと思ふが、それにしても餘りに多くの庭園がある程度まで防ぎ得べき原因によつて破壊せられてゆくのである。

最後に私は彼の橘守部に命じて蓬萊園記を撰ばしめた松浦颯の言葉を録してこの稿を結ばうと思ふ。これは彼が同園記の終に自ら記したる所のものである。

蓬萊園記は流布本の外に、巻物になつてゐるものがあるやうである。その巻末に松浦颯が、園記を撰ばしめた理由を記した跋文を自ら書いてゐるが、その終に『そも／＼今かくしるしふみのなれるうへは我家の八十つ／＼きはつこの末々までつしかへて此記のこと葉にそむく事なかれもし石かきくえなはもとのかたちに直しつくるひ水草かれなはもとのさまにうゑそふへしこれかためにこと葉をくはへていましめおくになむ。天保五年四月源朝臣颯識』と蓬萊園を永久に保存なすべしといふ彼の希望と、嚴重なる現状維持説を主張してゐる。かくまで祖先が將來のことを憂慮してゐた名園さへ譯もなく破壊せられてゆくことを思へば、名園の所有者或は管理者たるものは餘程細心の注意を要することと思ふ。



要摘畫計行刊報時部文

目的 本省行政ニ關スル法令竝ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔勅語法律

勅令
關省
勅令

通牒(例規トナリ又ハ一般ノ參考トナリ)

法令解説 質疑應答

任免、陞敘、敘位、敘勳 表 彰 復命書及報告書

講演、講話、談話
研究調查統計

人
事
公
告
寫
真

編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク

編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ

命ス

必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ

資料蒐集ノ爲省內各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク

文部時報報告委員ハ各部局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ

必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資金ヲ求ムルコトヲ得

發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ每月三

同ノ日ヲ發行期日トス

定 價 表					
廣告料					

一 部	金貳拾錢	送料共
一ヶ月	金六拾錢	送料共
六ヶ月	金參圓六拾錢	送料共
一ヶ年	金七圓貳拾錢	送料共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代
金申受けます

●御社文は總て前金に願ひます 前金切れ
の場合には送本いたしません

廣告料は一頁五拾圓二分ノ一頁參拾圓、
四分ノ一頁拾八圓とす

掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超えること
を得ず

右文部省の御指定に依つたものです

廣告料

厨告ノに一頁五圓とす
四分ノ一頁拾圓とす
掲載頁數は臺部毎に拾參頁を超ゆること
を得ず
右文部省の御指定に依つたものです

昭和十二年六月九日印刷納本（第五八七號）
昭和十二年六月十一日發行

戴轉斷無整

昭和十二年六月九日印刷納本（第五八七號）
昭和十二年六月十一日發行

發行者 大谷仁兵衛

橫濱市磯子區磯子町字岡坂 千六百七十番地

印刷者大庭公平

東京市牛込區西五軒町五十二番地
印刷所
行政學會印刷所第二工場

電話牛込二九九六番

東京市京橋區湊座西七丁目一番地

發行所 帝國地方行政學會

電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番

振替貯金口座東京十三番

文部時報

第五百八十八號

目次

卷頭 (格言二則)

社會教育主事會議並學校營繕主任官

文部大臣 安井 英二……………二

會議に於ける訓示……………

文部書記官 朝比奈策太郎……………七

青年學校制度に就て……………

文部省督學官 西野みよし……………三七

中等學校修身新教授……………

要目の趣旨 (一)……………

家事科教授について (食物)……………

文部省督學官 森谷 秀亮……………四一

調查研究機關の概況……………

維新史料編纂官……………

維新史料編纂官……………

國寶史蹟名勝天念紀念物を語る

周防の國衙趾……………

文部省史蹟調查囑託……………

上田 三平……………四八

〔統計〕昭和十二年度地方費豫算(二)……………文部大臣官房文書課……………五七

訓令……………文部省訓令第二十七號(行幸啓ノ節學校職員學生生徒兒童敬禮方)……………六〇

告示……………文部省告示第二百五十四號(中央氣象臺行橋觀測所事務取扱所變更)……………同第二百五十五號……………六一

(南洋拓殖練習生要項)……………同第二百五十六號(國寶所有者變更)……………六二

敍任及辭令(自昭和十二年六月一日至同十日公表ノ分等)……………六二

彙報……………社會教育主事會議……………道府縣學校營繕主任官會議……………帝國學士院授賞式……………日本諸學振興

委員會臨時委員任命並囑託……………講師囑託……………京都帝國大學講習會……………學位授與……………名古屋高等工業

學校規則中改正……………濱松高等工業學校學則中改正……………東北讀本編纂委員會委員囑託……………東京科學博

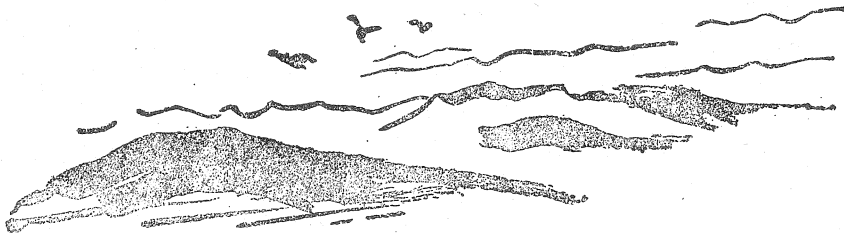
物館開館日數等……………推薦映畫……………圖書推薦……………第六十六回師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定

本試驗日時並受験者注意……………曹洞宗宗令曹洞宗尼教師分限稱號令等中改正……………歸朝……………轉任……………退

職……………失職……………死去……………正誤……………七八

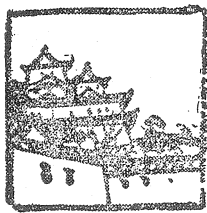
文教問答

地方學事消息……………九一



國寶史蹟名勝天然紀念物を語る

周防の國衙趾



文部省史蹟調査囑託 上田 三平

四月二十一日開會の新官制による史蹟名勝天然紀念物調査會に於て指定さるべきものと決した史蹟の内、表記のものに就て其の梗概を記して見やう。史蹟の指定は、大正十年三月に始まり爾來、歳を閲すること十有七、指定件数は、既に七百を越えて居るが、國衙趾(或は國廳趾)の指定されたものは、未だ一箇所も見當らない。されば今回指定さるべきものと決した周防國衙趾は、此種の史蹟の指定としては最初のものである。

然し周防國衙に關連ある史蹟の内、敷山城趾(防府市所在)は昭和十年六月に指定され、野谷石風呂(佐波郡柚野村所在)は同年十二月に指定濟となり、佐波川關水(佐波郡八坂村大字船路所在)も、近く告示される筈である。此等に關しては後項に記す積りである。

諸國の國衙の所在地は、國府、古府、府、或は府中等の地名に依つて推定されるのであるが、その大部分は漠然と所在地域を指す位に止まり、國府廳舎の敷地を實證し得る處は極めて稀である。然るに周防國は、國衙の沿革が他の國々と異つて居つた爲めに、其遺跡を確實に指摘し得るのは著しい事

實である。此の遺跡の遺存状態に依つて既に失はれた諸國の國衙の體制を推究し得ると共に、極めて漠然たる形跡を残すに過ぎない國々の國衙趾を更に攻究する端緒を發見することとせらる。要するに此の種の史蹟は、歴史時代の遺跡としては、最も古いものに屬し、然かも地方開化の衝點と見るべき重要な場所である。即ち大化改新以後、地方制度として實施された國司の廳舎の趾であるから、その時代に於ける交通、社寺の分布、物資の集散、聚落の消長、文化の交流等を考察する樞軸となるものである。



た景勝の地を占め、上代帝都の地たる平城京などの地形に類似し、その海灣に面する形勢は、正に大化改新當時の帝都たる難波京に彷彿たる趣がある。然し地方の主都であるだけに地域は狭少の感はあるが、西方は周防第一の水系たる佐波川の下流平野に連續して居るので給配防區域は相當に廣く海陸の要衝に國位し、東は近畿地方に通じ、西は九州地方に連絡し得る交通上の衝點にあるのである。

國衙の環境に於て注意すべきは、古墳の分布である。多々良山の麓にもその稍高き部分にも古墳が存する。山上塚と稱するものは未發掘と認められるが、國衙趾の東北隅に近き一古墳は、南に口を開いた石室を露出

周防國衙趾は、山口縣防府市

大字東佐波令に在る。北に多々良山(海拔二百二十五米突)を負ひ、南は三田尻灣(江ノ海)に臨み、所謂陰を閉ぢ陽に開い

(據陸地測量部地形圖)

して居る。此附近には尙二、三の古墳がある。又國衙趾の西、約七町ばかりを隔てた防府市街の内に車塚と稱する前方

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る (上田囑託)

後圓型の古墳があつて石室を露出して居る。

應永二十三年十一月十日の阿彌陀寺文書に府中車塚掘事云々とあるのは此の古墳の事で、其の名稱の古いことを證するに足るのである。

更に國衙趾竝に其附近に古代の田制に基づく條里の遺跡の存在することに注意せねばならぬ。此の地の條里は略正方位に設計され、各一町毎に道路、小徑、畦畔を築いた昔ながらの區劃が現存して居るのである。

國衙の西方佐波川流域は、河道の變遷著しく、其の方面まで延長して居つたと思はれる條里の跡は崩壊して見ることが出来ない。國衙は最初三田尻灣頭の比較的高燥な部分を選んだ爲めに佐波川下流の河道の變遷を蒙らず。随つて其附近の條里は整然として舊



山口縣防府市周防國趾全景

態を保つて居る事實は、同時に國衙の位置が創始の當時から連綿存續して變化なきことを物語ることにもなるのである。

三

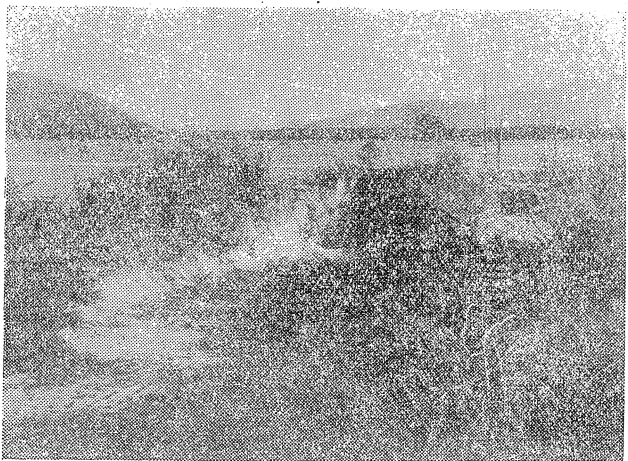
周防の國衙趾は現在に於て比較的確實に觀察し得る國衙趾の唯一の存在である理由は、周防國が國司制度の終末期たる文治二年（七百五十一年前）に東大寺の知行國となり、其の關係が連綿として武家時代を經過し明治維新に至つたと云ふ全國に比類なき沿革を有する爲めである。

周防國は平安末期に後白河法皇の御院領となつて居つたが、治承四年十二月に聖武天皇の御願に依つて鎮護國家の道場として建立された奈良の東大寺は、平重衡の兵火に遇つて堂塔伽藍殆ど焼失してしまつた。朝廷に於かせら

れては之れが再興の事を議せられ平家滅亡の翌年即ち文治二年三月に、御院領であつた周防國を東大寺の造營料所として知行せしめ給ふこととなつた。時

の大勸進は俊乗坊重源であつて、作善集に「蒙東大寺造營勅定」と記されて居る。重源は始め醍醐寺に學び、後、法然上人の門下となり、南無阿彌陀佛と號し、仁安二年宋に渡つて修業し、翌年九月榮西と共に歸朝して再び醍醐寺に住して居つたが、幾程もなく東大寺再興の大任を拜して入寺し、大佛復興に其の精根を傾倒したのである。

再興の第一着手は良材を集めることであつた。重源は文治二年四月、宋人陳和卿や番匠等を伴ふて周防國に下向し、主として佐波川上流の山林に入つて良材を伐採し之を筏として流下する方法を講じた。



周防國衙趾西土部居の一部
殘存（中央）の土壘より北に南に向て撮影
（昭和二十二年二月現在）

木材の搬出は、水量多き四月より七月下旬にかけて行はれたが、佐波川は水が浅い爲めに巨材は容易に流下せず。依つて重源は川床を横斷する礫堤を築いて水を湛え、一方僅に水路を造つて木材を流下せしむる方法を採用した。地方では之を關水（せきみづ）と稱し、之を造ること百十八箇所に及んだと云ふ。史蹟として指定に決した「佐波川關水」は、八坂村の北端佐波川幹流の一部分で、水路著しく屈曲し、諸所に急湍あり兩岸に岩壁あり、川床には大小の岩石起伏して居るが、重源が流水の際に岩上で心經を誦したと傳ふる念佛岩がある。其の下流には坊主木と稱する埋木が二本あつて一は榎材、他は檜材で長さ各八十餘尺直徑約五尺餘ある。文治五年八月二日大洪水の節、榎と檜の材を筏となし、蓮花坊之に乗つて流下の際、筏は不幸にして念佛岩に衝突し、筏組は切

斷され、蓮花坊は溺死し、木材は礫砂中に埋没したまゝ今日に至つたものと傳へられ、此の地方では雨請ひの爲め、此の坊主木に藤葛を結び一人の音頭取りの指揮の下に數百人の群集が之を曳く行事が残つて居るが、埋木は寸毫も動かない。

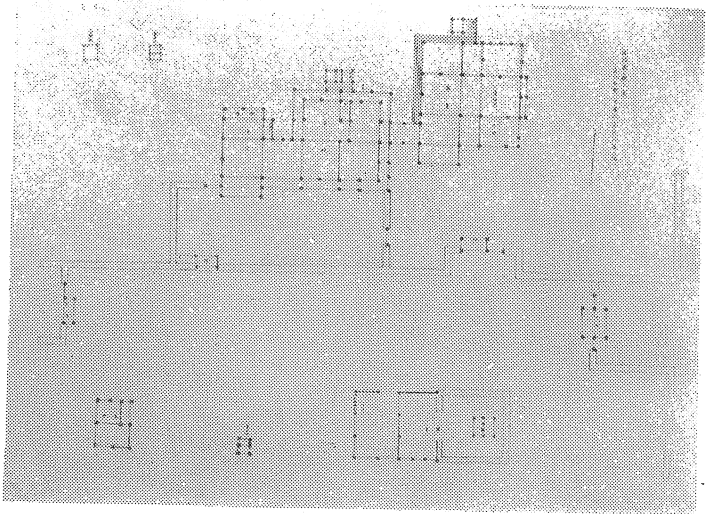
之れは關水に附隨した事實であるが、關水の遺構として現存して居るものは此の附近に三箇所を數ふるのみである。又重源は採材に従事せる多數の工夫の勞を營する爲めに諸所に「石風呂」(蔡風呂)を造つて使用せしめたが、その遺構の内、柚野村大字野谷に存するものは比較的完形のものとして史蹟に指定されて居る。然し重源の採材の苦心は想像以上で、玉葉の文治三年十月の條には、重源が京都に上り九條兼實に採木の困難な狀況を物語つた記事がある。之に加ふるに武家政治の開幕に依つて地頭等の横暴、武士の狼籍も瀾繁で、流石の重源も一時は造寺奉行職を辭退せんとした程であつたが、後白河法皇の厚き御恩遇に感激し、地頭等の勢力に對抗してよく國衙の權威を保ち得たのである。かくて東大寺に於ては工事大に進捗し、建久元年十月上棟式を行ひ、同六年三月竣工式を終へたのである。此等は全く神佛の加護に依るものと信じた重源は、周防一宮たる玉祖神社の御寶殿其他を再興し、又先に國府の東邊枳郡山の麓(國衙の東北約一里)に阿彌陀寺

を建立して後白河法皇の後生安穩を祈り奉つたが、更に寺用料田畠二十五町九段を定めて之を保護した。

周防國は平家滅亡の翌年から凡そ二十年間東大寺の知行國として、建永元年重源示寂の時まで國務を執つて居つたが、造營が一段落を告げたので、新に山城國法勝寺の九重塔の造營料國に充てられて六箇年を経過し、次で京都感神院(八坂)の造營料國となり、寛喜三年再び東大寺の知行國となり、大講堂造營大勸進權律師行勇が國務を管理することとなつた。以後東大寺の大勸進が事實上從來の國司と同様の位置にあつたので、之を國司職又は國司上人と稱するに至つた。大勸進は國務執行の爲め目代、小目代、檢非違使の下役を任命し、在國して吏務を執らしめたのであるが、行勇以後の國務管理者、目代、小目代、檢非違使並其在職年數等は大正十四年の夏、奈良東大寺上生院の未整理記録中より發見せられた「周防國吏務代々過現名帳」に依つて明かである。元來之れは東大寺沙汰所に引繼がれた記録であるが、此の外にも在廳官人は相當數に上り、周防の名族多々良氏(大内氏)の如きも此の内にあつた。又目代の内には、總國分寺たる東大寺と密接の關係ある周防國分寺の住職もあつた。建武中興の時、一時周防國を隣國安藝と共に大内裏の造營料國に充てられたが修功せず、

り、兩師は遂に壯烈なる戦死を遂げたのである。之れ即ち延

再び東大寺の知行となつた。延元元年二月西走した足利高氏は九州に於て頽勢を挽回し、四月末長府を發して東上した。此時防長二州は殆ど足利方に屬したが、大内弘直と東大寺の被官たる國衙の小目代清尊、檢非違使教乘の二師は頑として之に應ぜず、弘直は石見に於て賊軍と戦ひ清尊、教乘二師は石見の官軍小笠原藏人三郎長光の應援を得て、國衙の北に位する矢筈嶽の八合目(約海拔三百七十米突)なる敷山驗觀寺の堂を以て本營に充て、之に立て籠つた。周防の義軍蹶起は頗る足利方を驚かしたので、高氏は命を上野頼兼に下して石見、安藝、長門の兵を合せて攻讎せしめた。清尊、教乘の兩師は天險に據り多年培養せし國衙の威力を發揮して之と戦つたが、衆寡敵せず、遂に敵は大手より本堂に攻め入



(宮幡八は下、寺廳國は上) 圖之廳國防周

元元年七月四日の事で、周防國吏務代々過現名帳の二師の傍に「建武三年七月四日兩役共於敷山城討死畢」と記されて居るのである。敷山城は其の頃の城郭には珍しからぬ寺院城郭の例であつて、彼の笠置山、船上山、靈山等と同様、山地に存する寺院を以て城郭に充てたものである。現今敷山城址として指定された處は、南門趾、十二壇(十二坊趾)、本堂趾等で、特に本堂趾には焼爛した礎石は原位置のまゝ存して居るが、その下に觀音の種字を刻した巨岩が立つて居つて梵字石と稱せられ、文永と判讀せらるる年號銘がある。此の敷山城址は從來知られなかつた史蹟であるが、國衙の候人の後裔である

板勝美博士の實地踏査に依つて史蹟として指定さるるに至つたものである。此等の人々は單に此の敷山城址の發見のみならず、周防國衛の研究に對して非常な努力を拂はれたのである。

而して敷山城に於て戰死せられた攝津助公清尊、助法眼教乘兩師の忠烈は歿後六百年にして天聽に達し、昭和十年七月二十五日特旨を以て清尊に正五位、教乘に従五位追贈の御沙汰を拜したのである。

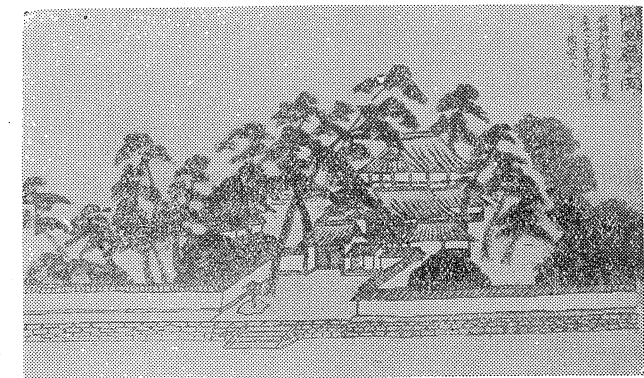
初め國衛領五十餘箇所と稱せられた東大寺の知行分は吉野朝以後になると地頭の横暴甚しく、殊に數ヶ國の守護職を帶し、當國の權介を兼攝せる大内氏及びその重臣陶氏の如きは、國衛領保護の名目を與へながら實權を掌中に收め、東大寺は屢之に抗議して居るが殆ど其效はなかつた。然るに永正五年三月に東大寺講堂、三面僧房等が焼失したので、東大寺は室町幕府に訴へて周防國を舊に依つて造營料國として總還補のことを大内義興に談じたが聞かれず、東大寺は閉門の舉に出で強硬に之を主張したので、翌年に至り國衛領還補のことを承諾したから、東大寺は二月に開門を見るに至つたのである。この事は永正七年十一月の阿彌陀寺文書に依つて明かである。其後武士の押妨は絶えず、天文の末年大内氏亡び陶氏

權を專にするに及び殆ど不知行の状態となつた。然して國廳は事實上東大寺の支院と化し、留守所と稱して目代一人東大寺より下向する舊例を守る程度であつたが、弘治四年三月毛利隆元は國衛土居八町の地を東大寺に返附して股錢諸公事を免除し、他の國衛領は現地を還附しない代りに浮米を支給することとして居つた。永祿十年東大寺は松永久秀の爲めに焼かれたので、再興のため國衛領總還補のことを毛利家に交渉したが行はれず、只土居八町の内のみを認むるに過ぎなかつた。

天正十年頃の土居内惣田數は三十三町三反六十步、慶長四年には屋敷五十九箇所、田四十九町五反二十步畠七町九反六畝十步となり、寛永三年には高九百三十七石と算せられ、以後千石高と稱せられて居る。正保三年に毛利家は國衛領安堵を停止し、浮米百石を東大寺に交付することとしたので、東大寺は土居八町の下地に對する直接の支配權を失ふこととなつた。慶安三年七月浮米三百五十石(家來の屋敷分を含む)となり、享保十三年高一千石の四ツ成即ち四百石に増加し、内十五石の運送料五十石の候人中間等の知行分を差引き三百三十五石を大阪藏屋敷に於て東大寺に渡さることとなつて、略繼續し、明治維新に至つた。然し土居八町の地は公領と稱

し、殊に其中央に存する東西四十六間、南北五十八間の所謂國廳内は舊慣に據つて毛利家の制令に従はず、國衛の候人上司、得富、竹屋の三家を始め中間、足輕等の子孫は、依然東大寺の被官として國衛村(名稱は天正年間以後の古文書に見ゆ)に居住し、毛利家の支配を受けず、明治初年に及んだ。以上の如く周防の國衛の地は時代に依つて勢力の消長は免れなかつたが、東大寺の知行國たりし形式は連綿として一部分に残り、よく國司制度の名残りを傳へて居つた事は國史上異數の事實と云はねばならぬ。

四



國廳寺の全景 (永嘉年間)

周防國衛の遺跡たる土居八町の名稱は、室町時代の初期の文書に現はれて居るが、國司の廳舎は勿論、祇候人、家司、家人等の居室も此の内にあつたものと思はれる。今、其の四隅を略叙し次で殘存せる遺構を記することとする。國衛土居八町の北限は多々良道、西限は大槌土手、東限西

約一町の處に移して現存して居る。重源の造立と稱せられて居るが、修補の跡は著しい。

溝邊川、南限濱宮前を東西に見通した部分で西北隅は宇總社にあり、元十王堂があつたが今は其の趾地のみとなつて居る。東北隅は宇京慶と稱し、此處にも十王堂があつたらしいが、今は畑地となつて居る。西南隅の十王堂は警固町字一本松に存し、今は大師堂となつて居る。東南隅は宇壹濱口に該當するものと認められて居るが、著しき遺構は殘つて居ない。此の内が土居八町の地域で、現在は田、畠並に宅地となつて居るが、地名として著しいものに多々良、朱雀、大番、國廳、國衛、大領田、朱德院、西ノ門、細工所、濱宮、船所、藏添、御徳分、公下等がある。又條里の遺制を存し、其中央を南北に貫く大道路を堅馬場と稱し、其北端の外方に大佛殿があつて、丈六の座像を安置してあつたが、明治の末年に東方

區域(方八町)の中央より稍北に國廳寺の跡がある。元和六年二月竹屋壹岐守の答辯書に依れば「防州國衙國廳寺之事元來寺にては無之、防州領地之節、政務所にて廳所と唱、後、國廳と唱、中古より國廳寺と號し、前々は南都より沙汰所役院一人宛交代にて相勤候、其後名を眼代と唱、後に目代と唱候也」とある。國廳寺の敷地は略指摘し得る程度に残存し、東側の石垣は高さ二尺乃至三尺、西方にも残つた部分がある。國廳八幡宮の舊敷地も字國廳の内にあり、寺と併せて東西四十六間南北五十八間の廣袤を有して居つたものである。國廳寺の建物(大門、本堂、客殿、庫裏等)は明治四年に買却されて存せず、又八幡宮も明治四十年に佐波神社に合祀されたが、その境内にあつた安政七年以上司主税の建立に係る國廳碑は今は道路を隔てた現位置に移され、其傍に國衙部落の公會所が建てられて居る。

遺構として最著しきものは、國衙西部の土居と認めらるる大樋土手である。南北に延長せる堤防狀の遺構で、底幅約九間、高さ約六尺あり、元來其中央を南北に小水路が通じて居つたが、今は殆ど舊態を想像するに過ぎない。大樋土手の中央に南北約七十間の部分と其の南部鐵道線路の附近に稍見るべき土居の遺構が存して居る。濱宮竝に船所も國衙の水陸連

絡地點として見るべきものである。指定區域は中央の國廳趾、土居の四隅、濱宮、船所、土居ニヶ所等を含める部分である。

此等の遺構竝に沿革に徴して周防國衙趾の位置の動きなきことを立證し得るのであるが、更に之に加ふるに國衙の北に周防の總社たる金切宮があり、今は佐波神社と改稱されて居る。又其西に國分寺が現存し、其中心建築は舊時の規模を踏襲したものと認められ、其西に國分尼寺の趾がある。更に西方天神山の麓には松崎神社があつて菅公の來歴を有して居る古社で國衙趾の南に菅公御上陸地と稱する處がある。

(昭和十二年五月十七日稿)

追記

周防國衙趾及び佐波川關水は文部省告示第二百六十號に依り昭和十二年六月十五日に指定された。

目次

卷頭 (明治天皇御製三首 昭憲皇后御歌一首)	
全國職業學校長會議に於ける訓示	文部大臣 安井 英二 二
中等學校修身新教授要目の趣旨(二)	東京高等師範學校教授 亘理章三郎 五

特

青年學校教授及訓練要目の制定に就て	文部省社會教育局長 男爵 山川 建 二五
修身及公民科教授及訓練要目制定の方針	文部書記官 朝比奈策太郎 二七
家事及裁縫科教授及訓練要目制定の方針	文部省社會教育官 山口 啓市 四四
と其の實施上の注意	文部省社會教育官 栗本 義彦 六〇
青年學校體操科教授及訓練要目制定の方針	文部省體育官 栗本 義彦 六〇

輯

特色ある中等學校の施設

本校の體育

福岡縣京都高等女學校教諭 矢野 政勝 七五

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る

新たに指定せらるべき

明治天皇聖蹟

文部省史蹟調査囑託 古谷 清 八五

統計 昭和十二年度地方費豫算(三) 文部大臣官房文書課 九七

省令

文部省令第二十五號(京都高等藝術學校規程中改正)

告示

文部省告示第二百五十七號(東京府立青年學校教員養成所位置變更認可)——同第二百五十八號(福岡府立青年學校教員養成所位置變更認可)——同第二百五十九號(朝日新聞社主催第二十三回全國中等學校優勝野球大會公認)——同第二百六十號(史蹟名勝天然紀念物指定)——同第二百六十一號(岡山縣生石農商學校名稱變更認可)——同第二百六十二號(本年度實業學校教員暑期講習會要項)——同第二百六十三號(中野中學校設立者變更認可)——同第二百六十四號(尋常小學修身書教師用卷四定價)——同第二百六十五號(本年度實業學校實習教員長期講習會要項)——同第二百六十六號(尋常小學修身書教師用卷四定價)——同第二百六十七號(本年度實業學校實習教員長期講習會要項)

通牒 青年學校普通科/修身及公民科ニ關スル件

敘任及辭令(自昭和十二年六月十一日至同二十日公表/分等)

彙報

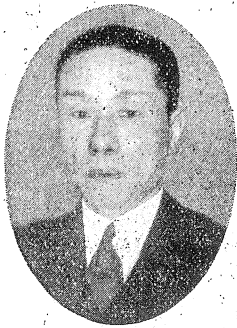
講師囑託並解囑——夏期講習會要項(九州帝國大學法文學部・東京工業大學)——大阪高等學校學則中改正——全國職業學校長會議——神戸高等工業學校學則中改正——學位授與——檢定教科用圖書——歌詞及樂譜採用認可——教員免許狀號章——帝國圖書館閱覽人員等——教材映畫シナリオ懸賞募集——大日本史料出版——思想關係選獎圖書——臨濟宗妙心寺派管長就職——法人設立許可——專任——退職——失職——死去——正誤

文教問答

地方學專消息

公告 教員推薦廣告 希望

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る



新たに指定せらるべき明治天皇聖蹟

文部省史蹟調査囑託

古 谷

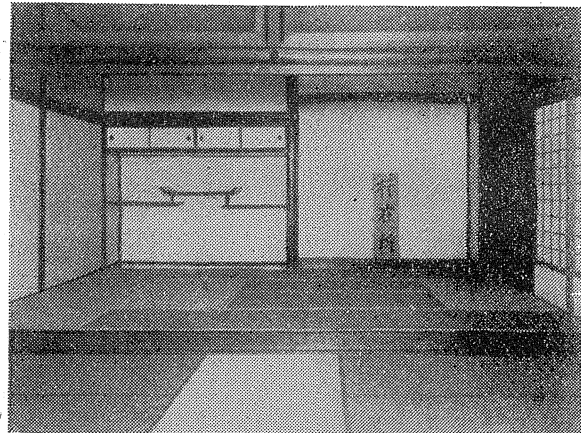
清

今回新たに指定せらるべき明治天皇の聖蹟は、全部四十三件、即ち京都府一、新潟縣三十二、富山縣二、滋賀縣一、山口縣五、香川縣一、栃木縣一で何れも明治大帝の偉大なる御聖徳を偲び奉るべき史蹟であります。而して今回新潟縣下の分の斷然その指定件数の多いのは、明治十一年の御巡幸から丁度本年は六十週年に相當致しますので、同縣に於ては該御巡幸を記念し聖徳を景仰致したいと云ふので、各地元と協力

かくは多數の指定を申請致して参りました結果であります。明治天皇の聖蹟指定は、昭和八年以來今回で約七回になり新潟縣下の分は、第一回以來既に指定致しましたものが十四、それに今回の三十二箇所を加へますと、通計四十六箇所の多數と相成る次第であります。

萬乗の御親監は古今稀有の盛典と、當時申された如く、親しく地方實情御視察の爲、國內廣く御車を進め給ひたる、實に

未曾有の御巡幸の舉は、明治五年の西國御巡幸に始り、同十八年山陽道御巡幸に至る六回、一に之を六大御巡幸とも申されて居ります。勿論以上六回の御巡幸の他、産業獎勵、演習御統監等の爲に、地方へ行幸も夥しき數に上つて居ります。さて明治十一年の北陸東海御巡幸は、六大御巡幸中の第三回目に當り、八月三十日假皇居御發轅十一月九日御還幸あらせられ給ふまで、七十二日の長日に亘らせられ、十四年の山形秋田及北海道御巡幸に次ぐの、長日時の御巡幸であらせられたの



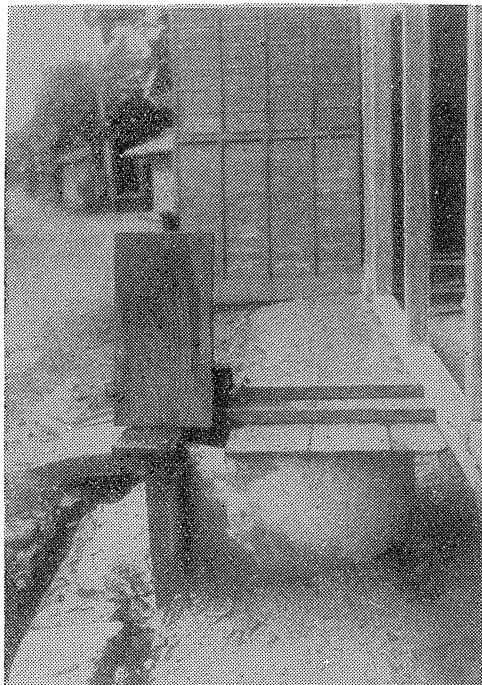
(下)關玄と(上)所座御所在行原水 皇天治明

山・石川・福井・滋賀、滋賀縣より京都に入らせられ、更に京都御發轅再び滋賀縣を御通過岐阜・愛知・靜岡・神奈川縣を経て、神奈川縣より汽車に乗御新橋驛著御、假皇居に御還幸あらせられたのであります。而して新潟縣下には九月十日より同月二十八日迄十九日間、御通過の

一府十三縣中、一番御駐蹕の長き光榮を得た次第であります。

即ち同縣下御通過の御道筋は、長野より信越本線に沿へる關川・新井・高田を経て、直江津に出でさせ給ひ、こゝより潟町・柿崎を経て、所謂米山三里の稱ある上輪新田・青海川・鯨波を過ぎ柏崎に出でさせられ、更に海岸路を石地・出雲崎を経て、寺泊に出でさせ給ひ、

それより彌彦・赤塚等を経て新潟に入らせ給へり。更らに新潟より信濃川を御渡船沼垂即今の流作場に御着、新崎・内島見等を経て、新發田に着御、新發田より水原・分田等を経て新津に出でさせ給ひ、それより三條・見附・長岡・宮本・會地を経て、再び柏崎に出でさせ給ひ、こゝより直江津迄は略々往路の箇所／＼に御駐蹕あらせられ、直江津より北陸本線に沿へる、名立・能生・糸魚川・青海・市振等の宿驛を経させ給ひ、本縣にては市振を最後として富山縣に入らせられたの



水膳御所休小御面大 皇天治明
れ在保まのそが札たれら付張時當
いさ珍はのるゐて

であります。かく御通過の御道中長き爲、御駐蹕の箇所頗る多く、同縣下の聖蹟として數へらるるところ、實に九十餘箇所と云ふ多數に達して居ります。今回を以て約半数が指定せらるゝに至つた次第であります。

抑も聖蹟の最も完全に保存されてゐるものとしては、當然建物の伴ふ場合、例せば行在所・御小休所の如きにありては、其建物と土地とが變更せられず、少なくとも主要部分が、元の状態にあるものを申すのであります。行在所・御小休所の内、單に何々行在所又は御小休所とあります分は、即ちそれであります。次は土地と建物とが離れたる場合、而して離れはしたが、共に舊態を保ち居る時は、趾地と建物とを併せて指定致す事となつて居ります。即ち史蹟は

土地を離れては成り立ぬと云ふ建前によるもので、即ち何々行在所趾又は御小休所趾及建物として、指定されましたものがそれであります。次に第三は、建物は失はれましたが、趾地の状況が舊態を偲び得らるゝもの、即ち行在所趾及御小休所趾として指定致されましたものがそれであります。但し第二、第三の場合の土地は、建物の主要部分の趾地、即ち御座所趾が明瞭であり且つその保存状態の宜しいと云ふ點に重きを置かれて居ります。尙附として指定されました御膳水とは當時供御の御用となりました御水の事で、その汲みとりました井戸又は湧泉等を、その後の保存状態を考慮して指定致されましたものであります。

同縣下の聖蹟は、何分にも六十年の歳月を経過致して居りますので、天災又各家々の變遷、或は公益上必要已むなき事情等の爲に、完全に傳へ得る事の出来ませぬものが非常に多いのであります。残された約四十餘箇所の聖蹟中には、地元で指定の諸準備が間に合ひ兼ねて遅れました分もありますが、又以上述べましたやうな事情により指定困難の爲に、處理が後廻しとなつた分もあります。

尙指定名稱中に、所在所とあります分中、新井・鴻町・石地・寺泊・赤塚・水原・見附・宮本の分は、何れも御書餐を召されま

した處で、その他は御駐泊遊ばされました處であります。從來行在所と申しますと主として御駐泊遊ばされました處を申すやうに心得て居る人々が多いのでありますが、明治天皇御巡幸の節は、御書餐を召されました處をも行在所と申して居るのであります。當時の沿道地方官に達せられました心得書中に、「御休泊行在所」と云ふ文言が使用され、又御休泊・御小休ともありまして、この場合の御休泊の休は御小休とは區別され、御書餐の意味の含まれて居る事が察せられ、更に東北御巡幸の際の記録には、「行在所建札但御泊御書休ノ場所相用之事」とありまして、文言の依て來れる事がよく分るのであります。御書餐の所在所となりました家々には今も鄭重にこの建札が保存されて居ります。

新潟縣下に於ける既指定及今回新たに指定せらるべき聖蹟は合せて四十六、内所在所十九、御小休所二十三、御野立所四、内學校に於て聖蹟となれるもの、高田・柏崎・寺泊・山崎・見附・梶屋敷の六箇所であります。

高田所在所(既指定)は、當時公立普通中學高田學校々舎として新築されましたもの、今高田圖書館となつて保存されて居ります。

柏崎行在所(刈羽郡柏崎町)は、當時の柏崎小學校で、今は

御座所に充てられました部分が、柏崎町立尋常高等小學校々庭に鄭重に保存されて居ります。

寺泊行在所は、當時の寺泊小學校で、御座所に充てさせられた部分は、當時有志の手によつて新築されたもので、明治二十一年取除き隣地の養泉寺に移され、今同寺に於て鄭重に保存して



居ります。而して趾地には建物移轉直後由來を誌した碑が建てられて

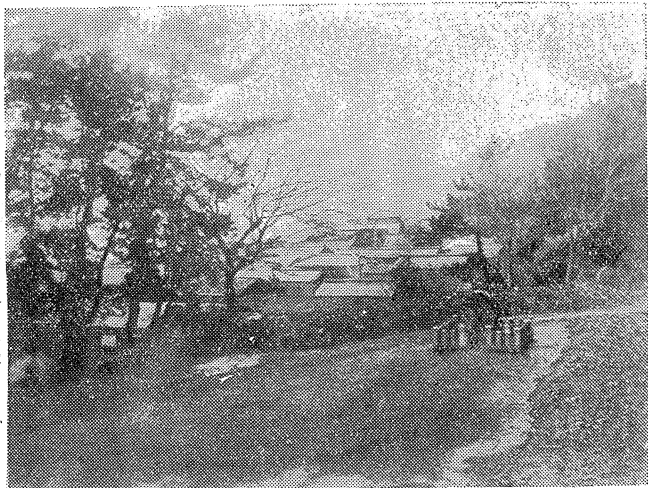
これ又鄭重に保存されて居ります。

山崎御小休所(北蒲原郡笹岡村)は、當時の山崎小學校で、今御座所を除く他の部分は、大正五年以來役場廳舎に假用せられて居ります。

見附行在所(既指定)は、當時の見附小學校で、建築直後に

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る (古谷囑託)

御使用あらせられたるもの、今御座所の部分は見附町立保育園内に鄭重に保存されて居ります。



(上)物建及(下)趾所在行泊寺 皇天治明

梶屋敷御小休所(西頸城郡大和川村)は、當時梶屋敷小學校々舎として新築されたもので、東西十二間三分、南北九間二階建、御座所にはその階土を以て充てられたのであります。而して

該校は明治四十年大和川小學校に合併さるゝに及び、この建

物は取崩され、大和川校の雨天體操場に改築されて居ります。趾地には民家が建てられてありますが、幸ひ御座所趾に該當致す部分は空地となり、村當局は此機會に民家を更に後退させ、趾地の周圍を擴張、柵を設け鄭重に保存すべき計畫を進めて居ります。

又寺院にして聖蹟となるものは、新井・柿崎・出雲崎・三條・大面・名立の六箇所であります。尚行在所又は御小休所となりました當時は民家でありましたが、建物は今移築されて寺院の有に歸したものがあります。曩に指定されました新潟行在所の建物は、今北蒲原郡新發田町の長徳寺境内に移され、今回指定せらるゝ事となりました。市振御小休所建物は、富山縣下新川郡横山村春日の明榮寺境内に移されてよく保存されて居ります。以上述べました分の他の、行在所及御小休所は全部民家であります。

北陸東海の御巡幸は、殘暑の未だ去りやらぬ頃より初霜の降り初るまで七旬に餘る長日に亘らせられ、當時この御巡幸に従ひたる東京日々新聞記者岸田吟香は、車駕還幸の頌辭を草しその初めに、「聖巡の叡慮とは申し乍ら常に山河を跋渉し、驛路に休泊あらせ給ひつる御辛勞の程は争で恐察し奉らずして止むべき乎」と述べられたる如く、誠に畏き極みであり

この事は同地に於ては今も畏れ多き事として郷人間の話題となつて居ります。この行在所の建物は、明治十四年三月同

地の大火災に罹り不幸焼失、今趾地なるも、御座所趾は池に臨める場所、夏時は嘸ぞかし蚊の發生も多かりし事かと察せられ、誠に畏れ多き極みと拜する次第であります。縣下御巡幸中數ある御聖徳中、最も有名なるは、新潟行在所（既指定）に御着輦後、程なく伊東侍醫を召され、沿道縣民中に眼病者多きを御目に止めさせ給ひ、其原因調査の御沙汰あらせられ、ついで御手元金壹千圓を御下賜ありて、治療及豫防方法を講ぜしめられたのであります。この事は外人間にも廣く傳へられた事と見え、一九一二年七月三十日發行ロンドンタイムスにも掲げられてあります。尚新潟行在所御發輦に際し、順徳天皇御遺跡捜査の爲、侍從富小路敬直を佐渡へ差し遣されて居ります。之より先き扈從の畫家五姓田義松を寺泊に遣はされて、同地聚感園の景致を描かしめ給へり、聚感園は同地の舊家五十嵐某の園地にして、園中にはその昔順徳天皇の佐渡に御遷幸の節行宮を造りて御駐蹕あらせ給へるところなり。明治二年火災にかゝりて「彼承久の帝の御社をはしめふるきあゝものこらずやけたりしかは」くぬかの記とありて舊態知るによしなかりしかば、せめてもとの御思召により

國史蹟名勝天然紀念物を語る（古谷囑託）

ます。御發輦前に沿道地方官に發せられました心得書に、

一、所在所ノ義ハ内務宮内兩省ノ官員出張可及協議候共只々御差支不相成義ヲ大旨ト致シ可申其土地ニヨリ候テハ

何様被爲忍候義モ可被爲在ニ付是亦注意可致事

とある御趣旨に基くものとは申しながら、行在所御座所に充てさせられたる御部屋の如きも、民家にありては、多くは八疊敷位の御手狭にして、連日の御疲勞を慰め奉るには、餘りにも畏れ多き次第であります。この度新たに指定せらるべき出雲崎行在所（三島郡出雲崎町）御駐泊の節の『新潟新聞號外』の記事に、

○又出雲崎なる行在所は、御座所竝に侍從のさふらふ御次間ともいへと手狭なる上、夕日隈なくさし入て暑さ堪へさせ給ふべくもあらぬに、夕暮になる儘蚊さへ多く出來りて、御座所ともいはず、細聲に啼渡れば、御次に候する侍從の人々かゝる所を行在所としたるこそ便なけれ、蚊遣にても立候はんとて立騒がるゝを御覽じ「國內を巡幸するにこればかりのことはもとより期する所にして、何かは少しも厭ふべき、深く心配することなかれと」仰下されしに、人々もかしこき叡慮の程をかたしけなくて、そゝろに袂をぬらしゝ人もありしとなん、ほのめ聞しはまことにや

て、その焼跡の様を寫さしめ給へるものと拜察いたされま

す。明治六年十月順徳天皇神靈御還遷仰せ出され給ひしが、今親しくその御遺蹟地を過ぎさせ給ひ、御感殊に深くおはしましゝ事と拜しまつらるゝ次第であります。尙この神靈御還遷に關し、明治天皇聖蹟たる椎谷・茶屋ヶ原兩御小休所とも、又同じく七年神靈御還遷の節御小休所に充てられたのでありました。

椎谷御小休所（刈羽郡高濱町）は、「元くるまや」と稱し、御巡幸の當時羽田善平が居宅にして、旅館を業とせり、明治天皇の御小休所御座所に充てられしは、當時新築にかゝれるものなり。母屋はそれ以前の建築であります。而して同家には今尙旅館營業時代に貴顯休泊の節掲げられました宿札を藏し、内に順徳天皇御陵御小休」と題するものを傳へて居ります。

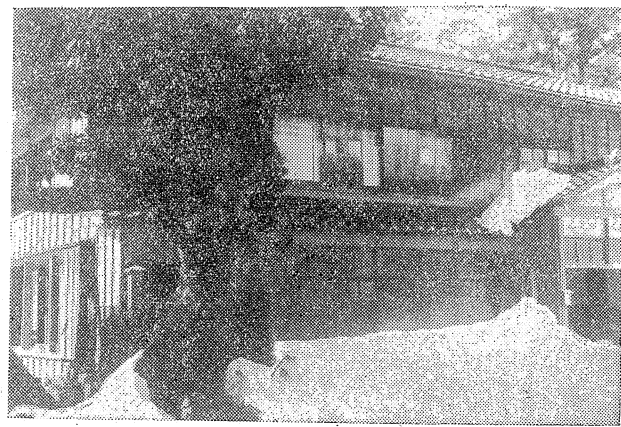
茶屋ヶ原御小休所は、中頸城郡谷濱村大字茶屋ヶ原字上ノ原俗に青木坂と呼べるゝ坂上にあり、御小休所に充てられた建物は、昭和五年取崩し建替へられた爲に、趾地として指定されましたのであります。然しその敷地は幸ひ元の區劃が明瞭で、且つ庭園はよく舊態が保存されて居ります。所有者青木氏は、その由緒書によると、承久の役に官軍に應じ、三年

帝の佐渡（御遷幸の際名立濱に奉迎、時に奉仕を請へども御許しなく、唯この時邸宅の四隅に青木四本を植えて姓とし紀念せよとの勅錠を蒙り、爾來姓を青木と改稱するに至つたと傳へてゐる。邸前今も青木の巨木技葉繁りて晝尚暗き程なるがあり。明治七年五月順德天皇神靈御還遷の際、その御通路に當れると、且つは家の由緒等から御小休所となれる榮を得た次第かと思はれます。然かもこの緣故を以て、明治天皇の聖蹟となる光榮を重ねたものと思はれます。



尙又縣下御巡幸の際、到る處にて王事に勤めたるものに調を賜はり、或は戊辰の戰蹟を訪はせ給ひ、又戰歿者子孫に祭祀の料を賜はりました。

東ノ輪の御野立所は、風光の美を以て稱せらるゝと共に戊辰の戰蹟たりしを以てその選にあづかりしと傳へられ、又椎谷・新崎兩御小休所に於ては、關係者を召して、親しく戰役の様を問はせ給は



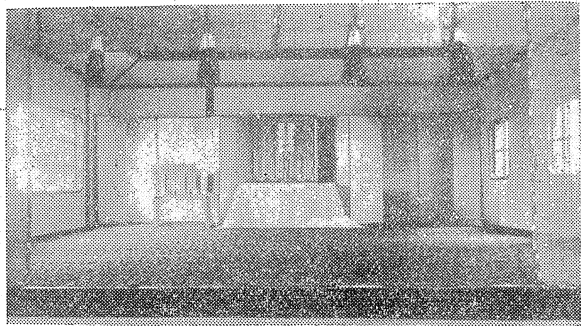
(木青前邸) 陟所休小御原ヶ屋茶 皇天治明

その保存に對する事共には、誠に涙ぐま
しきものが少くありません。例へば
流・作・場・御・小・休・所（既指定）の如く御使用
後はその御部屋には注連縄を張り廻ぐら
し、一切使用せず且つ家人と雖も殆どそ
の出入を嚴禁して居らるゝ如き、その他
私の親しく實見致しました民家では、
鴻・町・行・在・所（中・頸・城・郡・鴻・町・村）・麓・御・小・休・
所（西・蒲・原・郡・彌・珍・村）・分・田・東・町・御・小・休・所
（既指定）等は、略々これと同じ方法の
下に鄭重に保存されて居ります。以上の
他民家にして建物の存する聖蹟十二箇所
御座いますが、何れも同様鄭重に保存さ
れて居ります。最も中には糸魚川のやう
な例もあります。

糸魚川行在所(西頸城郡糸魚川町)は御座所の部分は當時新築されましたものでありますが、畏れ多いとて翌々十三年同

町村社水前神社境内に移築して、その幣殿と致しました、從

指定の



(下)景全(上)所座御所在行崎柏 皇天治明

新崎御小休所
(既指定)の如きは、明治三十四年に財團法人組織の下に、永久保存の計畫が建てられて居ります。又

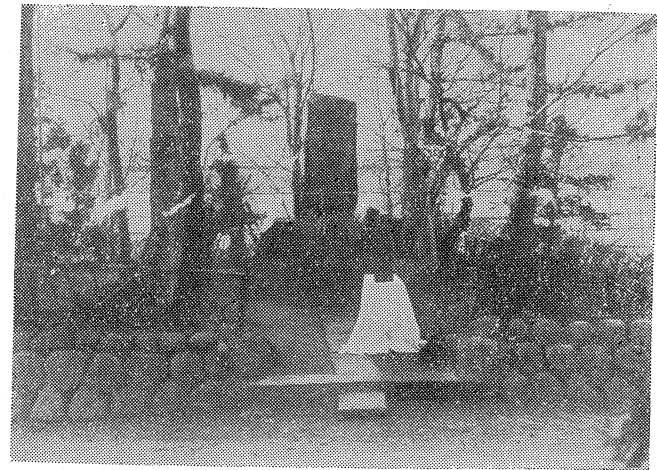
柏崎行在所は
現在聖蹟として
殘されて居りま
す部分は、御座
所に充てられた
部分であります。
す。而して從來
とも非常に鄭重
に且最もよく保
存されて來たの

す。尙趾地に就ては、其後所有者が變つたのでありますが、史蹟としては趾地が重要な事が分り、大部分空地となつて存して居るを幸ひ、行在所の光榮を荷つた池原氏は之を買ひ戻し町當局と力を併せて保存致す事となりました。又第一回

であります、何分にも小學校々庭にあります關係上、校舎

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る
(古谷囑託)

の擴張の度毎に、其位置を移動致すの已むなきに至りました。即ち明治三十四年と大正四年の二回に亘つて移動を致したのであります。然し史蹟の建前から申すと遺憾の點尠しと致しません、そこで最近町當局は、前後二回即ち十一年九月十三日及同月二十三日の二回御駐泊あらせられ、殊に兒童教育の中心とするに最も相應しい聖蹟が、史蹟保存の建前上遺憾の點あつてはならぬとして、種々の困難を排し舊位置に復された事は、其保存に熱心なる結果として賞揚すべきであります。



明治天皇 石澤御小休所跡全景

從來聖蹟保存の誠意を表す一つの方法として、建碑の事が弘く行はれました、不朽にその聖思の忝きを傳へ、聖徳を顯彰する上に誠に結構な方法であると考へられます。而してその建碑の中でも、東ノ輪御野立所（刈羽郡鯨波村）の如きは、御駐蹕の地點に半年後に建てられたもので、誠に意義深

ゐたと云ふ點に、他の分よりは一日の長があるとでも申されませうか。

建碑も勿論結構であるが、建物の完全に存するもの、又土地でもよく舊態を偲び得らるゝものは、その状態を永遠に保存の計畫を立てらるゝ方が、急務である事は申す迄ありません。

二本木御小休所（中頸城郡中郷村）は當地の素封家松原氏の住宅で、御座所は同家の座敷、棟竪き内にある爲、保存上種々の不便の點もあり、且つ不敬に互る點があつてはならぬとして、縣當局と打合せ、主要部分を其儘舊位置に存し、他の部分を撤去して縮小獨立のものとなし、住宅と別棟に新築して、聖蹟の永久保存の計畫を立て實行されて居ります。最も過去に於てこの方法を實行されてゐる向きもあります。又新津や三條の聖蹟のやうに、建物の焼失を頗る遺憾として、原形によつて再建以て、聖徳を偲ぶよすがと致して居るものもあります。就中

新津行在所（中蒲原郡新津町）は、明治十三年同地の大火災の節焼失致しましたが、所有者は之を頗る遺憾として、同二十年原形の通りに再建したのであります。焼失後七年にして復活されたもので、三條の分も略々事情は同じであるが、再建までには尙多くの歳月を閲してゐる點は、こゝの分とは相違があります。再建後五十年と申せば、此建物にも相當史的

國寶史蹟名勝天然紀念物を語る（古谷囑託）

い感がいたします。又寺泊行在所（三島郡寺泊町）の分

價值を生じた次第であります。明治天皇の聖蹟としては、既に第二次的のものなるを以て、所在所跡として指定されるに至りました次第であります。尙同じく今回指定せらるべき富山縣の二聖蹟とは、

明治天皇願海寺御小休所 射水郡老田村願海寺
明治天皇持光寺御小休所 下新川郡經田村持光寺
にして、共に明治十一年北陸東海御巡幸の時の聖蹟であります。又滋賀縣の一箇所は、

明治天皇番場御小休所 坂田郡息郷村大字番場
これも又十一年北陸東海御巡幸の時の聖蹟であります。又京都府の一件とは、

明治天皇本願寺舊大教校御小休所

京都市下京區猪熊通七條下ル

でありまして、明治十三年七月二十日京都より神戸に向はせ給ふ御小休所となりたる處であります。建物は現在龍谷大學の本館で、英國アームストロング會社の設計建築と傳へられて居ります。山口縣の五件とは、

明治天皇問屋口御小休所跡 防府市大字新田村
明治天皇勝坂御小休所 佐波郡右田村大字下右田字勝坂

明治天皇歸山峠御小休所趾 同郡同村同大字峠

明治天皇小鯖御小休所趾 吉敷郡小鯖村大字下小鯖

以上の四箇所は、何れも明治十八年山陽道御巡幸の際の聖蹟で、七月二十九日及同月三十一日の二回御召替の爲に御小休あらせられた處であります。即ち坂路たるを以て御乗物の御召替あらせられた次第であります。又他の一つは

明治天皇萩ノ尾御小休所趾 下關市大字掠野字萩ノ尾
にして、明治三十五年十一月熊本縣下へ行幸御還幸の御途次、同月十六日火ノ山砲臺へ行幸の際同じく御召替の爲御小休あらせられた處であります。香川縣の一件は、

明治天皇丸龜御上陸竝御乗艦地 丸龜市西平山町
にして、明治五年西國巡幸の際七月四日御上陸、同月六日御乗艦あらせられた處であります。最後の栃木縣の一件とは、

明治天皇壬生行在所 下都賀郡壬生町大字壬生

で、明治三十二年十一月十七日及同四十年十一月十五日、何れも演習御統裁の際、御書餐を召された處であります。建物は同地の小學校々舎で、三十二年の時の分は、校庭内ではあります。四十年の時の分は元のまゝに保存され、近く學校改築の際には主要部分を獨立させて保存の計畫が進められて居ります。(六月二十日記)



文部時報刊行計畫摘要

一目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ

詔 勅 令 書 勅 令 語 法 律
訓 令 閣 示 令 省 諭
訓 示 告 示 告 諭
法令 解說 指 令(例規トナ) 通牒(例規トナリ又ハ一般ルモノ)
任免、陞敘、敘位、敘勳 質 疑 應 答(本省ヨリ公文ニテ) 復命書及報告書
講演、講話、談話 研究 調查 統 計
人 事 公 告 寫 眞

三編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
編纂委員長ハ文書課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ文書課員中ヨリ之ヲ命ズ

必要アルトキハ審査委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ
資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク
文部時報報告委員ハ各局課ノ理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ
必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資金ヲ求ムルコトヲ得

四發行 本時報ハ菊版、每號約六十四頁、定價貳拾錢ヲ標準トシ毎月三回一ノ日ヲ發行期日トス

定價表

一	部	金貳拾錢	送料共
一ヶ月	金六拾錢	送料共	
六ヶ月	金參圓六拾錢	送料共	
一ヶ年	金七圓貳拾錢	送料共	

臨時増刊又は増大號發行の節は別に代
金申受けます
御註文は總て前金に願ひます前金切れ
の場合は總て金本いたしません

廣告料

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
●御註文は總て前金に願ひます前金切れの場合は送本いたしません
●廣告料は一頁五拾圓、二分ノ一頁參拾圓、四分ノ一頁拾八圓とす
●掲載頁數は壹部毎に拾參頁を超ゆることを得ず
●右文部省の御指定に依つたものです

昭和十二年六月二十九日印刷納本(第五八九號)
昭和十二年七月一日發行

禁斷轉載

發行者 大谷仁兵衛
印刷者 大庭公平
印刷所 行政學會印刷所第二工場
東京市牛込區西五軒町五十二番地
電話牛込二九九六番

發行所 帝國地方行政學會

東京市京橋區銀座西七丁目一番地
電話銀座六六〇、六六一、六六二、六六三番
振替貯金口座東京十三番